

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会
電力・ガス基本政策小委員会 制度検討作業部会(第17回)議事要旨

日 時:平成29年12月26日(火)12時00分～14時00分

場 所:経済産業省本館17階 国際会議室

出席者:

<委員>

横山座長、秋元委員、安藤委員、大橋委員、大山委員、
小宮山委員、曾我委員、武田委員、廣瀬委員、又吉委員、松村委員

<オブザーバー等>

菅野 等	電源開発株式会社 常務執行役員
國松 亮一	一般社団法人日本卸電力取引所 企画業務部長
斉藤 靖	イーレックス株式会社 執行役員・経営企画部長
佐藤 悦緒	電力広域的運営推進機関 理事
佐藤 裕史	東京ガス株式会社 電力本部 電力トレーディング部長
新川 達也	電力・ガス取引監視等委員会事務局総務課長
竹廣 尚之	株式会社エネット 経営企画部長
内藤 直樹	関西電力株式会社 執行役員・総合エネルギー企画室長
鍋田 和宏	中部電力株式会社 執行役員・グループ経営戦略本部部長
柳生田 稔	昭和シェル石油株式会社 電力事業部門担当執行役員
山田 利之	東北電力株式会社 電力ネットワーク本部 電力システム部 技術担当部長

議題:

- (1) 中間論点整理(第2次)(案)及び非化石価値取引市場について(案)
- (2) 各市場等の制度設計に係る意見募集のご案内について

<連絡先>

経済産業省 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力基盤整備課

TEL: 03-3501-1511(内線4761) FAX: 03-3501-3675

〒100-8931 東京都千代田区霞が関1-3-1

(1) 中間論点整理(第2次)(案)及び非化石価値取引市場について(案)

- ベースロード電源市場。旧一般電気事業者等の買い手の位置づけについて。そもそもベースロード電源市場導入の目的は、新電力がベースロード電源にアクセスすること、これが目的。新電力が優先的にベースロード電源を確保するということが最も重要。
- そうした上で、新電力がベースロード電源を確保した後であれば、旧一般電気事業者同士の電力間競争、これはこれで促進されるべきもの。③の自エリアのみ禁止、もちろん新電力が十分にベースロード電源にアクセスした後だが、技術的に可能な範囲で旧一般電気事業者等も買えると、つまり自エリアのみ禁止、③というのを推したい。
- 容量市場。小売請求について。基本的には年間のkWを支持。現在の議論は、それでは予見可能性が低くなってしまっており、その点を配慮すべきという話になっていると思料。どのように予見可能性を上げるということをもう少し詰める必要がある。
- 需給調整市場。2020年+Xについて。2020年+Xの時の在り方を見据えて広域化を進める必要がある。今後はしっかり議論したい。また、旧一般電気事業者以外の電源をどのように活用するのかについても議論をしっかり詰めたい。
- 容量市場。経過措置について、事業環境や投資予見可能性に影響を与えるため、「引き続き検討」という文言が入ったことには評価。また、この報告書全体の性格に対して危惧。発電事業者の投資予見性に影響を与えるということはどういうことか。そもそも経過措置であるため、新規の電源投資には影響がないはず。本来はこのような影響のない設計をしたはずであり、安直にこのような文章が出てくること自体がおかしい。
- 経過措置にはそもそも反対という意見もあり、注釈に書いているところであるが、競争関係にどのような影響を与えるのかということはきちんと説明されていない。
- さらに、登場人物が小売電気事業者と発電事業者のみであることに危惧。背後にいる消費者の利益を考えるべき。これでは明らかに消費者が負担を持ち、結局既得権益を持つ人に消費者のお金を払うということになる。
- 調整力市場。2020+Xというところの議論が薄く、若干懸念。最悪の場合、この2020のささやかな広域調達というのを入れるのに準備がとても忙しく、2020+Xという肝心のほうの検討が遅れるだとか、そこに集中するためにはそっちの議論というのはやっていられませんということになれば、全く本末転倒。2020+Xというのが本命のはず。
- 調整力市場。一般送配電事業者の観点からコメントを申し上げたいんですけども、まとめていただいた内容に関しては、これまで必要な調整力を市場から確実に確保するという観点からまとめていただいておりますので、大きな違和感はないものと感じております。
- 今ほど大山委員と、あと松村委員のほうから、システムの開発についてご意見をいただいておりますので、その辺についてまずお話をしたいと思います。前の第14回タスクフォースのほうで、我々一般電気事業者の方で共通プラットフォームを開発したい及び市場運営をしたいというふうにさせていただくことを表明させていただいております。
- 今回の資料の85ページぐらいから、需給調整市場のシステム関連について記載をいただい

ているところがございますけれども、まずは、私ども 2020 年に向けまして、システム仕様、それから市場運営方法というものをまずは検討させていただきたいというふうに考えてございまして、2020 年断面では、もしかするとちょっと簡易的な方法にはなるかもしれませんが、そういったことで進めさせていただきたいと。

- ただ、先ほどもご意見いただいておりますとおり、2020+X年がどういった姿となるのかとといったところを見据えながら、いずれ手戻りのないようなシステム設計、市場運営方法の検討というものを進めさせていただきまして、適宜、広域機関の場で報告させていただきながら、ご指導をいただきたいというふうに考えてございます。
- それから資料のほうの 83 ページぐらいからですかね、運用面のほうについて記載をいただいているところがございますけれども、今回の需給調整市場の広域化というのは、まず基本的に、広域的な調達によりましてコスト低減を図るということが一義的な目的というふうになると思いますが、まずは電力の安定供給を維持する上で非常に重要ということで考えてございます。
- 資料のほうにも記載いただいておりますけれども、中給システムの改修ですとか、私どものこれまでの運用への変更というものを十分に考慮しながら対応していく必要があるのかなというふうに考えてございますので、今後のこれからの検討に当たりましても、実運用を十分に配慮いただくということをお願いしたいと思いますし、私どももその検討に、今、積極的に協力してまいりたいというふうに考えておりますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。
- まず、論点整理の 75 ページ目からの需給調整市場に関しまして、これまでご議論いただいた枠組みを実施することで、やはり系統利用者の参画を促す適切なインセンティブをしっかりと付与すると。また、将来、来る電力の需給構造の変化に効率的に適応できる枠組みの整備が重要ということで、今回これまで取りまとめた枠組みをしっかりと実施して、そうしたことに応えていくということが大変重要なかなと思う一方で、やはり需給調整市場でございますけれども、先ほどの山田委員からもご指摘ありましたとおり、やはり需給調整の部分は電力品質の維持のためのミリ秒から数時間までの非常に広範な時間領域での物理的な需給制御が関連すること、また、報告書のほうにも記載ございましたとおり、特定地域立地電源並びに電圧調整電源など、安定供給上の基盤の維持にも関連する極めて重要な市場というふうに理解しております。
- 大山先生からもご指摘ございましたとおり、システムの改修の進捗をやはり見きわめるといのは大変難しいというふうに私自身も思っております。例えば、ご議論にもございましたとおり、2020+X、Xというのを技術的な見地でどのように今後判断していくかということも、一つ検討課題として挙げていただくべき点かというふうに個人的な印象を感じた次第でございます。しかしながら需給調整市場のこれまでの議論に関しましては、特に違和感がある点はありません。
- 最後の点でございますけれども、容量市場の、67 ページ目からの経過措置に関連する点でございますけれども、今後も引き続き慎重な検討を行うということでございましたけれども、私自身といたしましては、こちら事務局案に賛同させていただきたいと思っております。
- やはり小売事業環境の激変緩和の観点から、一定期間、発電事業者への支払い額を一定の率

で減額して、小売事業者の負担額に反映するという一定の経過措置を講じる案に、事務局の案に賛同させていただきたいと改めまして思います。

- こちらは記載がございますとおり、新規建設案件への配慮、並びに 10 年目程度まで減価償却コスト比率が大きく、10 年目時点前後で固定費が 7 割異なるといったモデルプラントではございますけれども、その運開以降のコスト構造の推移、並びに 10 年目時点で、新既設電源と旧既設電源の公平性が確保されていること、そして電気事業の環境変化を踏まえて、経過措置、起算時点を東日本大震災発生時点、2010 年度末、また容量市場開設時点で旧既設電源の控除キロワットの比率を 7 割として、控除を段階的に減少して 2030 年で経過措置を終了することというのは大変合理的な考え方だと思いますので、私としてはこちらの事務局の案に賛同させていただきたいと思っております。
- 1 点目は、前回申し上げたんですけれども、関係すると 62 ページ目のあたりかと思うんですけれども、自家発の扱いということで、ちょっとその自家発というのが余剰の部分を出している部分で、それで発電事業者であってもそのまま、ほかと同じようなリクワイアメントがかかる、ちょっと扱いが難しい場面もあるだろうということを申し上げたと思うんですけれども、その後、新電力の方々からも少し賛同の意見もいただいたと思ったんですけれども、それに対するちょっとコメントが、もしかどこかに追加されたのであれば教えていただきたいんですけれども、ちょっとぱっと見た感じで見当たらないので、そういう意見があったということをご追加していただければありがたいかなというのが 1 点目でございます。
- 2 点目は、その 64 ページ目の①から④の配分なんですけれども、それについて、65 ページ目の注釈 76 で、いろんな意見が記載されているんですけれども、私のちょっと感想ですけれども、前回等の議論からすると、①の案を推したという委員が大多数だったというふうに思っていて、私も①がいいかなと思ったんですけれども、その後、実務上ワークしないんじゃないかというご意見もあって、それはちゃんと書かれていると思うんですけれども、ただ、委員の大多数は①の案だったと思うので、ここでは何となく、①の案をベースにしつつ云々、指摘があったというふうに書かれていて、ほかの記述は、多くの意見があったとか、その多くがあった場合にはそういう記述がされているんですけれども、これは何か完全に並列のようなので、これからもっと議論したらいいと思うんですけれども、ただ、現時点での意見としては①案ベースが多かったというのは事実だというふうに思いますので、例えば、「多くの委員からは」といったような言葉を足しておいてもらったほうがフェアなまとめ方じゃないかなというふうに思います。
- もう 1 点最後ですけれども、これはちょっとどこに書いたらいいのかわかりませんが、私もたしか大分前だったと思いますけれども申し上げましたし、新電力等、オブザーバーの方々からしばしばご意見があったと思うんですけれども、定量的な分析、全体として見たときにどういう影響があるのか、それぞれにおいて、典型的な例について、全体の市場としてどういう特質になって、特質という言い方は余りよくないかもしれませんが、その全体の収益がどういうふうに変ってくるのかというシミュレーションが欲しいという意見があったというふうに思いますけれども、そういうこともちょっとどこかに、注釈でいいので書いておいていただけるとありがたいかなと。
- 要は、非常にこういう市場がたくさん設計している中で、事業環境の予見性が非常に下がっ

ていて、ちょっと事業性をどう考えていったらいいのかという悩みを皆さん持っていらっしゃると思うので、それに対する回答として、ある程度どこかの段階でいいと思いますけれども、シミュレーションというものが望まれるとか、そういう意見があったということでもいいと思いますけれども、ぜひ追加しておいていただければというふうに思います。

- 今回、各制度の方向性の案という形で示されたわけだというふうに理解しておりますけれども、まず、3ページにもありますように、この時点で一旦全体を俯瞰して、それから各事業者の意見を聞いて、各市場ごとの設計や市場間の関係を改めて慎重に検討するという一方で、これは非常に大事なことだと思っております、賛同いたします。
- 同時にですけれども、今後の検討に当たりまして、改めてですが、システム改革の目的の一つであります事業者の事業機会及び需要家の選択肢の拡大ということに照らし合わせて、もう一つ言うと、今の新電力と旧一電の競争環境の現状も踏まえまして、例えば各論は正しい整理がなされているものの、本当に全体としてさらなる小売競争の活性化につながるようなものになっているのかといった観点ですとか、あるいは制度改正直後において競争環境がゆがめられたり、需要家が負担を急に強られるようなことになっていないかといった観点ですとか、高負荷の需要家など、我々から見るとこれまで供給できなかったお客様であり、お客様から見るとこれまで選択肢がなかったわけなんですけれども、そういう需要家が本当に購入できるのかといったような観点で、まさに全体を俯瞰いただいて、需要家の立場で内容を点検いただきたいというふうに思っております。
- 各論たくさんありますので、もうポイント絞って2点ほど申し上げたいと思います。先ほど出ました容量市場の経過措置ですけれども、これも先ほど来ありました引き続き慎重に検討するというふうに整理されていますけれども、これも需要家負担の激変緩和の観点から言いますと、経過措置そのものは大分議論もあったと思います。導入の方向で、詳細をこれから検討するという形でぜひ進めていただければというふうに考えています。
- それからベースロード市場でございますけれども、これは過去に委員並びに我々初め複数のオブザーバーから意見のございました未稼働電源の固定費を稼働後に回収する案ということにつきましてですけれども、これはいろいろ意見が出たというふうに認識していますので、今後の検討を深める観点からも、この中間論点整理案の中に何らかのご記載をいただけないかというふうに考える次第でございます。
- 加えて言いますと、未稼働電源の話と言うと、最初から最後まで稼働しない可能性もあるこの固定費という負担については、我々新電力が当該ベースロード電源にアクセスできるタイミング等、その費用負担のタイミングのイコールを図るという意味でも競争環境がゆがめられるのではないかという観点にもつながると思っております、この点でも考慮が必要なポイントじゃないかなというふうに考えております。
- 実際、今、我々のお客様からも、今度いろいろな市場ができるそうだけれども、新電力も、高負荷であっても供給できるんじゃないかというような声をいただいているんですけれども、今、我々は正直歯切れが悪くて、部分的には供給できるかもしれませんが、この高負荷の需要家に本当に我々供給できるのかというのが、今、この時点では不安な状態でございます。ぜひ、本当にこの需要家のニーズに対応できるのかといった観点でご検討をいただきたいというふうに思います。

- 繰り返しではございますけれども、需要家の声、それから需要家にとって新たな費用負担にならないのかといった観点ですとか、本当にベースロード市場で需要家の選択肢が拡大するのかといったような、各論はもとより、全体として需要家の観点でメリットのある制度設計になるように改めて点検をいただきたいというふうに考えております。
- 需給調整市場に関して一言申し述べます。先ほど大山先生、あと松村先生から、2020年の市場が何か、共通プラットフォームが何か、どういったものを広域運営にするかというよりも、むしろ2020+X年の需給調整市場の最終形のあり方そのものや、+X年を少しでも早くすべきといったことに、より今後議論を行うべきだという意見がございました。
- それに関連しまして87ページを見ていただきますと、まさに2020年の共通プラットフォーム化をどのようにすべきかとか、それと、なお以下で、2020+X年の需給調整市場の整備やシステム開発に向けた検討についても、最短で実現可能な時期の精査も含め、当該委員会、当該委員会というのは、広域、私どもの機関での需給調整市場を議論する委員会をつくるべしというふうなことが書いてあります。
- それで、きょう両先生からいただいた意見を受けまして、私ども、年明けに何らかの委員会を事務局として務めさせていただこうかと思っておりますが、2020+X年の需給調整市場の整備でございませうか、この+X年を少しでも早くするということにより重点を置いて、議論を進めていただくように準備をしたいというふうに思います。
- 先に各論として議論して、ある程度の方向づけをしたものが、後で別の論点を議論した結果として、少し再考の余地があるのではないかというふうに感じたものがありますので、1点そこについてコメントをさせていただきます。
- 具体的にはベースロード電源市場の常時バックアップ等の扱いに関してでして、資料でいいますと、資料3-1の22ページの部分になります。こちらで記載されておりますとおり、常時バックアップは、ベースロード電源市場と政策目的が一部重複するというので、基本的な方向としてはB L市場からの調達に移行を促すという方向づけがされていたと思います。
- その具体的な手法として、前年度の常時バックアップ契約に基づく契約量及び実供給量をB L市場における供出量等から控除することを基本とするということになっております。この供出量等というところは、ちょっと明示的には書かれていないんですが、確認しましたところ、6月30日の第8回の作業部会では、供出量及び購入枠と記載されておりましたので、基本的にはこの中には購入枠が含まれているものと理解をしております。
- そうなった場合に、この後、実は買い手の取引要件について議論をした際に、どういうやり方をするかと、これまだ結論は出ておりませんので、これからまだ再考の余地も残されているとは思いますが、基本的に調達量の取り消しや下方修正は認めないとか、前年度実績で確定した量を一定量を常に引き取るという方向で、今B L市場のほうは議論されていると思っております。
- そうなりますと、かなりこの常時バックアップ契約と使い勝手の面で大きく実は違いが出てくるなというところが気になっておりまして、大きな方向としてはB L市場からの調達に移行を促すというところはよろしいかとは思いますが、結果として、果たして新電力にとってこれが使い勝手、あともう一点気になるのは価格ですけれども、その面で小売の競争の活

性化に資する仕組みになるのかというところは少し気になっております。

- 一応、常時バックアップ契約そのものの見直し議論は別の場で進められるというふうに認識しておりますけれども、ぜひこのBL市場の制度設計との関連性・整合性というところに十分ご配慮をいただいた上で、実際の新電力の調達環境の改善に大きく資するかどうかというところのチェックをお願いしたいというふうに感じております。
- 容ありがとうございます。おまとめいただいた中間報告、中間論点整理について大きな異論はないんですけれども、既に秋元先生、竹廣オブザーバーからご意見があったところと重なるんですけれども、未稼働電源の固定費であるとか、自家発電電源の扱い、また電源差しかえの議論等、ここでの議論の量にかかわらず、いささか記述が軽いといったような印象を受ける箇所もございますので、可能であれば、議論、追記していただければというふうに思っています。
- それで、需給調整市場について、複数の先生からご意見がありましたけれども、ボトルネック事業者間の協力はなかなか進まないということで、欧州でも難渋したというふうに私は認識していますので、もちろん安定供給ということは重要ですが、監視をしつつ、2020 + X年というものを目指すことが必要ではないかというふうに思いました。
- 最後ですけれども、松村先生からご意見ありましたけれども、消費者の利益ということは私も極めて大事だと思いますので、その消費者の利益という視点から、もう一度さまざまな制度を統一的に評価するということが必要ではないかというふうに考える次第です。
- 当方、委員会組織でございますので、あくまで事務局としての意見であることを留保して発言をさせていただきます。本日の中間論点整理は、作業部会におけるこれまでの検討状況を整理し、現時点での検討の方向性及び今後検討を深めるべき事項をまとめたものと理解しておりますが、これまでの審議会における議論や意見をも踏まえて、今後詳細な制度設計に向けた議論が継続されるべきものと考えております。
- 電力・ガス取引監視等委員会としても、監視のあり方については、委員会事務局としてさらに検討を行ってまいりたいと考えておりますし、監視のあり方が制度設計とも密接に関連するとも考えられますので、そういった観点、それから委員会の法務の一つであります適正な電力取引を確保する観点からも、今後、制度設計等にご貢献していきたいと考えています。
- また、その上で1点だけ申し上げますが、94 ページでございますけれども、需給調整市場開設後のインバランス料金のあり方でございますが、この94 ページには、需給調整市場開設後、同市場を通じて一般送配電事業者が調達する調整力のコストは、基本的にインバランス料金の形で系統利用者から回収されることとなるという記載がございますが、調整力のコストにはデルタキロワットとそれからキロワットアワーが含まれるところ、どの部分をインバランス料金として回収し、どの部分を託送料金として回収するかという整理は今後の議論であらうと認識をしております。
- インバランス料金のあり方は、委員会事務局としても非常に重要なテーマであると認識しておりますので、積極的に今後の議論にも貢献していきたいと考えております。
- 消費者の方の立場に立った視点といいますか、電力システム改革、3つの目的が挙げられて

おりますが、事業者の事業機会及び需要家の選択肢の拡大と。我々小売事業者として、日々、需要家の皆様と接していて、やはりよりいい制度を通じて我々が事業をして、最大限メリットを還元していくというような姿勢で事業をやっている中で、この一連の制度を拝見させていただきますと、今までもちょっと主張させていただきましたが、2点ほど改めてここで述べさせていただきたいと思います。

- まずベースロード電源市場につきましては、やはり実効性のある市場ということで、ぜひこちらが活用できて、そして需要家の皆様に還元できるような、そのような市場にさせていただけたらと思っております。
- 前回のタスクフォースにおきましてちょっと発言させていただきましたが、やはり実効的に機能させるためには、まずは供出価格ですとか、供出量に関しての具体的なルールを適取ガイドラインなどの文書にしっかり記載させていただいて、実行の際には監視等委員会の方において、小売市場の価格とともにこのベースロード電源市場の価格を監視していただき、改善する点がある場合につきましては、こちらの記載内容を変更するというような具体的な運用ルールを見直して、そういうプロセスを通じてどんどん改善していくというような運用がよろしいのではと考えております。
- そのためにも、今後これはより制度を具体的なところを検討していくに当たっては、具体的なルール、先ほども話題に上がりましたが、例えば未稼働電源の固定費とは何なのか、どこまでの範囲を指すのかということも私自身よくわかっておりませんし、こちら辺がどのあたりまでなのか。このような議論を今後していくことによって、より実務に即した形にもなるかと思えますし、同時に皆が心配しているコスト感ですとか、本当に我々小売事業者として使えるものになり得るのかとか、そういうような議論につながっていくかと思っておりますので、そういうような形で議論を今後していただければと思っております。
- 容量市場につきましては、私自身も再三主張させていただいておりますが、経過措置につきましては、小売事業者としては絶対に必要であるということで、ちょっとしつこいんですが、改めて主張させていただきます。
- さらに、このレベルにつきましても、現行の事務局案につきましては、いろんなことを考えた上で決めていただいているということは百も承知しておりますが、やはり今の新電力の置かれた競争環境ですとか、もちろんこれ2024年の負担にはなりますけれども、仮に今の足元の環境に当てはめて考えたとしても、多くの新電力にとって経営上のかなりのインパクトになるのではというふうに想像しております。
- ですからここにつきましては、繰り返しになりますが、これをより具体的に、ではどうしたらいいのかといったときには、やはりシミュレーションですとか、具体的に足元の小売事業者の経営状況を見た上でどうなるのかですとか、そういうような視点でのやはり検討というのが必要ではないかと思っております。
- 最後になりますが、この後、意見募集されるということで、ここにつきましてはぜひ多くの事業者のご意見を拾っていただいて、今後の議論に反映していただければと考えております。
- 1点目は、前回、容量市場における自家発電に係るリクワイアメントペナルティのあり方について、柔軟な対応が必要なのではないかというふうに発言させていただきました。これまでの事業者ヒアリング等々で、自家発電事業者からのご意見、もしくは自家発電事業者さんか

ら余剰電力を相対契約で買われている新電力さんからのコメントをいただく機会が少なかつたように思いますので、もし可能であれば、年明け以降の事業者ヒアリングの場において、そういった意見を伺う機会をいただければというふうに、こういったご検討をいただければというふうに考えています。

- 2点目は、先ほどご指摘をいただきました容量市場に係る経過措置について、私の意見について、ちょっとわからない点があるというご意見をいただいたので、私、あの場で一応そう考える背景を2つお話したつもりでした。
- 1つは、経過措置に7割控除率をかけることの整合性をどうやってとっていくんでしょうかというところが不安に思っています。基本的には、容量市場においてキロワット価値が新規電源のフルコストをカバーできれば、7割減でもある意味既存電源のキャッシュコスト、維持コストはカバーできると。ただ、実際に今の現状を見てみますと、キロワット価値がそこまでつくような状況には経過措置期間はならないのではないかという懸念を持っていると。
- そういう意味ではシミュレーションをした上で見てみて、既存の電源、特に限界費用の安い電源から早期退出を促してしまった場合、キロワットアワー市場の価格高騰につながるリスクもあるのではないかというところを懸念した次第です。
- あともう一つは、新電力間の競争公正性が担保されていないのではないかという点をご指摘させていただきました。新電力さんの中には、震災前に電源を建設してバリューチェーンで入られた方々がいらっしゃいます。この人たちに経過措置をかけることというのが、結果として相対契約の面でのディスインセンティブを与えることというのが本当にいいんでしょうかというところをご指摘させていただいた次第です。
- 論点⑩。バイオマスの混焼について。電源開発のバイオマス混焼電源については、FITの認定を受けて稼働しており、100万kWの中で3%を上限として認定して貰っている。どう有効に活用するか。指摘のとおり、検討については複数の観点から御願いたい。
- ベースロード市場に関して1点と、容量市場に関して1点、ちょっと述べさせていただきたいと思います。
- ベースロード市場に関しましては、未稼働電源の固定費を含むという今のたてつけで、このままの形でスタートを切って、新電力がベースロード電源にそれなりの価格でアクセスすることによって、消費者の方にそれを還元できるというような形になるかどうかということ、ある程度検証していただきたいなというふうに思っております。先ほど秋元委員のほうからもありましたけれども、何かシミュレーション的なものを行う等を通して、この最終的な目的が達成されるのかということを検証していただきたいなというふうに思いました。
- それから監視のあり方に関しまして、27ページに記載されていますけれども、この供出価格に関する監視の仕方ということでここに記載があるんですけども、委員の方からも小売価格との整合性ということに関する監視も必要ではないかという意見もあったかと思っておりますので、その点に関しても記載していただけるとありがたいというふうに思います。
- それから容量市場に関しまして、小売への費用請求ということでございますけれども、月間ピーク、年間ピークという議論がありましたけれども、年間ピークという考え方は基本的には理解いたしますが、繰り返しになりますけれども、小売事業者として需要が月間で入れか

わるですとか、下がっていく、上がっていくという取り漏れが発生するようなことが事実上起きてしまうということになってしまいますので、もしその月間ピーク論を取り入れるんだとすれば、小売事業者がきちっとどのように費用を回収できるかということもセットで考えていただきたいなというふうに思っております。

- 2点です。まずこの資料、非常に分厚いのをどうもありがとうございます。よくまとまっているなと思って拝見しました。
- 2点、1点は需給調整市場に関してですけれども、今回、付加的についたところとして、88ページから89ページにかけて、現在のシステムがどうなっているのかというお話を多分していただいていると思うんですけれども、エリアの需給調整を、電源Ⅰ、Ⅱを比較して一体的に限界費用で行っているというふうな記述で、これはこれで実は結構効率的に行われているわけですね、エリアの中で。
- 今後、需給調整市場、2020年なりプラスXに向けてやっていくとなれば、広域化と、あと市場設計のさらなる深掘りだと思うんですけれども、広域化はメリットがあると思います。市場設計も、多分現状のエリアで最適運用しているのにミシン目を入れるような形になるので、若干いろんな主体を入れて効率化するということをしつかりやっけないと、実は社会コストは上がるとかということにもなるかなという感じがしないでもないですし、ここってトレードオフあると思うんですけれども、当然、先ほどから言うように今回の趣旨というのは選択肢をふやすことなんだということで、しつかりやっけないというのは重要だと思いますけれども、このあたりはきちっと市場設計をやっけないといけないなというふうな感じを持っています。
- 2点目は、先ほどからある容量市場の話ですけれども、以前の会合で申し上げましたが、この容量市場の価格というのは何のシグナルになっているのかということは、しつかり考えて市場設計していくべきなのかなと思います。結局、この価格で発電の投資とかそういうものも決まってくるわけなので、余りこのあたりをゆがめちゃうと、市場全体というか、事業者のインセンティブも含めてかなりゆがんじゃうことを懸念してもいいのかなと思います。
- シミュレーションも重要だと思いますが、他方で、シミュレーションの重要性は踏まえた上で、これも前、申し上げましたけれども、エリアの需給状況によってはコストベースで入れてこない可能性もあるのかなと。つまり、コストベースを割り込んで入札するケースも結構あるんじゃないかなという気は、何となく直感的にいたします。
- ちょっとこのあたり、容量市場での価格というものを、先ほどから市場を俯瞰的に見るべきだという議論ありましたがけれども、このあたり俯瞰的にきちっと、発電市場というものが健全に形成されるんだということというのは、きちっと以降の議論の中で見ていかなきゃいけないのかなというふうに思います。
- 論今回の市場設計は、本日の資料にも記載していただいておりますとおり、小売全面自由化のもとにおける競争環境の整備や、安定供給、環境適合等の公益的課題の克服を主な目的にしているものと理解してございます。
- しかしながら、まだ詳細決まっていないことが多数ございますので一概には申せませんけれ

ども、現在の制度設計で中長期的に必要な電源が過不足なく確保、維持されるのかどうか、いまだちょっと自信が持てずにおるところでございます。特に、容量市場における経過措置の制度設計のあり方次第では、中長期の電源維持にも影響を及ぼす可能性があると考えてございますので、引き続きの慎重な議論をお願いしたいと思います。

- このような問題意識を踏まえまして、電源投資維持インセンティブを適正に確保しつつ、電気事業者間の競争を促すという市場設計の本来の目的を見失うことのないように引き続きご議論をいただければと思いますし、我々といたしましても最終的にお客様の利益に資するような制度設計になるように、積極的に検討に参加させていただきたいと思います。
- 今回、冒頭の目次から、最初から書いてございましたけれども、電力の安定供給とか電気料金の抑制、選択肢の拡大といった電力システム改革、これをお客様に伝えていくということが大事なわけですけれども、その重要となるさまざまな市場の論点を、大変たくさんの論点を整理いただいたと感謝申し上げます。
- これらの市場でございますけれども、安定供給を確保していくとか、電源開発だけでなく、電源をしっかりと維持をしていく、それから小売事業者間のイコールフットイングという観点からも相互に関連しているものと思っています。キロワット、デルタキロワット、キロワットアワー及び非化石という、本来1つの電源が持っている価値でございますけれども、これをさまざまな市場に分かれて取引することになりますので、それぞれの市場で価値が適切に評価されるということが重要であると思っています。
- これから市場競争が進展していく中で、やはり中長期的に必要な電源を確実に確保する、そして適切に新設な電源に置きかわっていくという仕組みが、複数の市場を組み合わせることで実現できる、そのために相互に整合がとれて、そして全体として継続的な事業運営がされるような制度設計になるようにしていただきたいと思います。
- あと個別のところのベースロードについて、1点申し上げたいと思います。この冒頭の廣瀬委員のほうから、ベースロードの変える範囲についてお話がございました。私もこの部分については、以前、話を申し上げたところでございます。
- 1つは、まず自エリア内にベースロード電源を供給することが比較的容易なのでということが文章に書いてございますけれども、だんだんとベースロードを出していきますので、ベースロード電源のアクセス環境のイコールフットが図られている域外に供給できるだけのだんだん余力がなくなってまいります。このため、関連会社だとか子会社については会計も完全に分かれており、優先的な卸供給ができないので、新電力の方と同じように調達させてほしいということを以前申し上げたつもりでございます。
- 資料の中にもございましたけれども、今後、発電、それから小売がそれぞれ利益の最大化に向けた事業活動をしていくという局面になりますと、入札できる範囲というのを制限するべきではないのではないかと考えています。
- 何点かご指摘いただいておりますけれども、例えば経過措置の点につきまして、記述についてもう少し消費者の観点なども含めて考えていくべきというご指摘いただきましたけれども、これは今後の作業部会の検討におきましても、事務局として心していきたいというふうに考えております。

- 容量市場につきましては、今回、冒頭にも若干触れましたけれども、大きな方向性としては、この供給力不足による需給の逼迫、価格の高騰、こういうものをどうやって防ぐのかというような問題意識から出発していたのだらうというふうに考えております。その際に、容量市場の導入というもののこのスケジューリングによっては、一時的な負担がどうなるのかというのかというような問題もあり、この経過措置の議論も行われているものと認識しております。こうした点につきまして、引き続き、先ほどいただいたご指摘も踏まえながら検討をしていきたいというふうに考えております。
- それからベースロード電源市場につきましても、さまざまご意見をいただいているところでございます。その際に、今後のお話といたしまして、この市場の監視をどういうふうにしていくのかという点についてもご指摘をいただいたところでございます。
- こちらにつきましては、今後についてというところの中で、監視のあり方等の必要な運用ルール及び適取ガイドラインへの記載について検討を行うというふうにしておりますので、こちらの論点につきましては、この作業部会において検討を進めていくとしたいと思っております。その中で今回は、このベースロード市場につきましては、制度的措置として切り出しを求めていくということでございます。
- そうした中で、自主的に行うということであれば、さまざまなことが考えられるわけですが、制度的に求めるということの中で、どのような条件でどういうふうな価格でというところまで求められるのかというところも、あわせて検討が必要なのだらうと思います。いずれにしましてもそういうところにつきましては、監視のあり方等の必要な運用のルールの検討の中で、あわせて検討をしていくことなのだらうというふうに考えております。
- さらに今回、定量分析シミュレーションの必要性についても改めてご指摘をいただいたところでございます。こちらにつきましては、かねてご指摘をいただいたところでございますし、今回、冒頭にこうした広域機関の資料の紹介なども含めまして、定量的なところについて若干追記はしておりますけれども、今後も引き続き検討をしていきたいと、どのような形で定量的な分析ができるのかというところにつきましては検討していきたいというふうに考えております。
- その中で、価格の予想ということにつきましては、やはりこの市場を今後つくっていくという中でなかなか難しいところがあるというところについては、ご理解をいただければと考えておりますが、可能なおところまでどういうものができるのか、引き続き検討していきたいと考えております。

(2) 中間論点整理（第2次）（案）及び非化石価値取引市場について（案）

- 資料5について、ごらんいただければと思います。資料5でございますけれども、制度検討作業部会が検討する各市場等の制度設計に係る意見募集のご案内についてという文書になります。
- 冒頭の3段落で趣旨を書いておりますけれども、最後のところに書いてありますが、各市場等の制度設計について、実務的な観点を踏まえてさらに検討を進めていくために、改めて事業者を初めとする関係者から広く意見募集を行うという趣旨を書いております。
- 意見募集の対象でございますけれども、ベースロード電源市場、間接オークション・間接送電権、容量市場、需給調整市場、非化石価値取引市場、既存契約見直し指針、インバランス

制度等の関連する制度としております。

- 意見募集期間でございますけれども、本日以降1カ月間を見ておりまして、1月26日までとさせていただきます。意見提出先・提出方法につきましては、様式に従って事務局のメールアドレス宛てにお送りいただくという形式になっております。
- その他でございますけれども、いただいた意見への個別の回答はいたしかねるという点、それから2つ目のポツですが、いただいた意見については公開される可能性があることをあらかじめご承知おきくださいとしております。
- それから次のページに行きまして、最後のところですが、本意見募集につきましては、制度検討作業部会の議論を行う過程で行うものでございます。行政手続法に基づくパブリックコメントとは異なり、基本的に今後整備される市場等の直接の当事者となる事業者を初めとした関係者に対して実施をするという趣旨を書いております。これにつきましては、広域機関等から関係事業者にも周知するご案内をしたいと考えております。
- ありがとうございます。この意見募集なんですけれども、この場に参画していない方々からの有益な知見を得るいいチャンスだと思いますので、先ほどの中間論点整理のところでも申し上げてもよかったのかもしれないんですけれども、やはりある程度、大部のものになりますので、この業界の方とか、関係者の方が意見を出されるものであるということは理解しておりますけれども、この中間論点整理の第2次の中で、およその合意ができていない部分と、まだまだ議論が尽くされていない、両論併記になっているような部分、これが明確にわかるような、箇条書きでもいいですし、または目次のパートに何か○×△をつけてもいいんですけれども、何か特に注意して意見が欲しいようなところがわかったほうが、より効果的なものが出てくるんじゃないかなと思ったりしますので、本日からもう募集開始ということですのでなかなか難しいかもしれないんですけれども、できる範囲でよりこれからさらに追加議論が必要などころについての意見がいただけると大変ありがたい気がするので、そのあたりご配慮いただければと思います。

